

香芝市報道資料

令和8年 9月 1日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

「いじめ重大事態調査報告書」の公表について

1 概要

教育委員会は、令和6年度第2学期から令和7年1月までに香芝市立学校において発生したいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定するいじめ重大事態について、当該学校の下に設置したいじめ防止対策校内委員会から「いじめ重大事態調査報告書」の提出を受け、教育長から市長に報告しました。

令和7年10月に改正した「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめ重大事態調査報告書」を公表します。

2 「いじめ重大事態調査報告書」の公表

「いじめ重大事態調査報告書」の公表は、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び本市が策定した「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、特に被害児童生徒及びその保護者の意見を聴き、個人が特定されることのないように留意して行うものです。

「いじめ重大事態調査報告書」記載事項のうち、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第7条に規定する不開示情報のほか、関係者のプライバシーの保護、公表の意義及び目的並びに公表による関係者への影響等を総合的に考慮し、必要な部分を非開示としています。

3 いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査

再調査は実施しない。

4 三橋市長コメント

いじめ防止対策については私の公約に基づく重要施策である。今般公表する事案はいずれも「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」を抜本的に改正した令和7年10月以前に発生したものであるが、これらの事案も含め、改正後においては同基本方針に基づいて対処することとしている。

しかし、同基本方針に基づいて対処することができていない事例も確認されているため、引き続き、教職員に対する同法やいじめ対応全般に関する研修を実施するなどして、教職員の技能向上や庁内の体制の整備に努めていくことが求められるものと認識している。

以 上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課
担 当：陀安（たやす）

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電 話：0745-76-2001（代表）

いじめ重大事態調査報告書

(令和7年6月24日重大事態認定分)

対象学校：香芝市立[REDACTED]小学校

調査主体：[REDACTED]小学校いじめ防止対策校内委員会

作成日：令和8年7月10日（金）

1 重大事態調査の位置付け

(1) 重大事態の別

本事態は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項第2号のいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態に該当する。

(2) 重大事態の認定日

令和7年6月24日（火）

(3) 香芝市長への報告日

令和7年7月24日（木）

2 調査の目的及び調査組織の構成

(1) 調査の目的

本事態の発生要因及びその対応における課題等の検証を行い、被害児童への継続的な支援の在り方を見いだして実施していくとともに、再発防止に向けて本校のいじめへの対応の見直し及び強化を図る。

(2) 調査の期間

令和7年8月7日（木）から令和8年7月10日（金）まで

(3) 調査組織の構成

ア 名称

小学校いじめ防止対策校内委員会

イ 調査委員

(ア) 小学校いじめ防止対策校内委員会委員

i 令和7年8月7日（木）から令和8年3月31日（火）まで

（校長）、（教頭）、（主幹教諭）、
（生徒指導部主任）、（人権教育部主任）、（特別支援教育部主任）、（研修部主任）、（第1学年主任）、
（第2学年主任）、（第3学年主任（旧第5学年担任））、
（第4学年主任（生徒指導副主任））、（第6学年主任）
（専科指導代表）、（通級指導教室代表）、（養護教諭）

ii 令和8年4月1日（水）から同年7月10日（金）まで

（校長）、（教頭）、（主幹教諭）、
（生徒指導部主任）、（人権教育部主任）、（特別支援教育部主任）、（第1学年主任）、（第2学年主任）、
（第3学年主任）、（第4学年主任）、（第5学年主任）、
（第6学年主任）、（養護教諭）、（スクールカウンセラー）

(イ) 調査に参加した教職員

■■■■■ (第6学年■■組担任)、■■■■■ (第6学年■■組担任)、■■■■■
(第6学年■■組担任)、■■■■■ (通級指導教室担任)、■■■■■ (旧第5学
年担任)

(ウ) 外部の専門家

坂田浩之 (大阪樟蔭女子大学学芸学部心理学科教授 臨床心理士 公認心理師)

ウ チームの編成

(ア) 対策チーム

■■■■■ (校長)、■■■■■ (教頭)、■■■■■ (主幹教諭)、■■■■■
(生徒指導部主任)、■■■■■ (人権教育部主任)、■■■■■ (特別支援教育
部主任)、■■■■■ (研修部主任)、■■■■■ (第1学年主任)、■■■■■
(第2学年主任)、■■■■■ (第3学年主任 (旧第5学年担任))、■■■■■
(第6学年主任) ■■■■■ (専科指導代表)、■■■■■ (通級指導教室代
表)、■■■■■ (養護教諭)

(イ) 調査チーム

■■■■■ (校長)、■■■■■ (教頭)、■■■■■ (教務主任)、■■■■■
(第6学年■■組担任)、■■■■■ (第6学年■■組担任)、■■■■■ (第6学年
■■組担任)、■■■■■ (通級指導教室担任)、■■■■■ (第4学年主任 (生徒
指導副主任))、■■■■■ (旧第5学年担任)

エ 開催日

第1回	令和7年	8月	5日 (火)	(参加者) 前記イ (ア) (イ) (ウ)
第2回	令和7年	8月	20日 (水)	(参加者) 前記ウ (ア)
第3回	令和7年	8月	22日 (金)	(参加者) 前記ウ (ア) (イ)
第4回	令和7年	8月	28日 (木)	(参加者) 前記ウ (イ)
第5回	令和7年	8月	29日 (金)	(参加者) 前記ウ (ア)
第6回	令和7年	9月	10日 (水)	(参加者) 前記ウ (ア) (イ)
第7回	令和7年	9月	18日 (木)	(参加者) 前記ウ (ア) (イ)
第8回	令和7年	10月	15日 (水)	(参加者) 前記ウ (ア)
第9回	令和7年	11月	4日 (火)	(参加者) 前記ウ (ア)
第10回	令和8年	1月	7日 (水)	(参加者) 前記ウ (ア)
第11回	令和8年	2月	18日 (水)	(参加者) 前記ウ (ア)
第12回	令和8年	3月	17日 (火)	(参加者) 前記イ (ア) (イ) (ウ)

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

香芝市立■■■■■小学校

被害児童 第6学年■■組 ■■■■■

(令和7年6月24日 (火) 時点での認定した欠席日数は30日)

保護者氏名 ■■■■■

学級担任 []

(2) 当該事案の概要

令和7年5月19日（月）、第6学年[]組[]が心的な要因で欠席した。第6学年[]組担任[]教諭が母親に連絡したところ、同年1月頃から第6学年[]組[]から、手首を引っ張る、首を絞める、羽交い締めにするなどの身体的嫌がらせや、「アホ。」「バカ。」といった暴言を継続的に受けていたことが判明した。第6学年[]組[]は「やめて。」と訴えたが聞き入れられず、卒業まで登校しないことを望んでいた。

第6学年[]組担任[]教諭が第6学年[]組[]確認したところ事実を認めた。令和6年度に第6学年[]組[]が別の児童とじゃれ合う姿を見て面白半分で始め、第6学年[]組[]から拒絶されてもやめられなかったと答えた。同日放課後、第6学年[]組担任[]教諭が第6学年[]組[]の自宅を訪問した際、第6学年[]組[]本人は涙を流し、親子共に登校しない旨の意向を示した。学校は同日中にいじめ防止対策校内委員会を開催し、いじめとして認知した。

令和7年5月20日（火）のいじめアンケートにより、第6学年[]組[]も第6学年[]組[]から無視されていることや、第6学年[]組[]が第6学年[]組[]の髪をくしゃくしゃにする、眼鏡に指紋を付ける、教室に閉じ込める、あだ名でからかう等の行為をしていたことが発覚した。第6学年[]組[]の制止も第6学年[]組[]は笑って聞き流していた。同日夕刻、第6学年[]組担任[]教諭が第6学年[]組[]の母親に連絡。第6学年[]組[]の母親は我が子の通学に不安を示し、別室登校を希望した。

令和7年5月21日（水）、通級指導教室[]教諭が第6学年[]組[]に対し、相手の体や物に触らないなどの「四つの約束」を定め、今後の指導方針とした。

令和7年5月22日（木）、第6学年[]組担任[]教諭が第6学年[]組[]宅を訪問し、第6学年[]組[]本人の様子が少し落ち着いたことを確認した。

令和7年5月28日（水）、

[]主幹教諭が[]、第6学年[]組[]宅を訪問した。

令和7年6月2日（月）に、職員会議で教職員全員に情報共有を行った。

その後、学校から第6学年[]組[]の母親へ複数回架電したものの連絡がつかず、第6学年[]組[]の欠席は長期化した。香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室（以下「学校支援室」という。）の助言を経て、連続欠席日数が30日に達した令和7年6月24日（火）、本事案は「いじめ重大事態」に認定された。

学校及び学校支援室は、いじめが約5か月間にわたり継続していたにもかかわらず、認知が令和7年5月19日（月）まで遅れたことを重大な課題として認めている。

4 調査の方法及び内容

(1) 調査方法

第6学年[]組[]及び第6学年[]組[]の両親への聴き取りを実施し、

本事案について事実を把握するとともに、第6学年■組■■■■の気持ちに寄り添い、適切な心理的支援の手立てを追究し実行する。あわせて、加害児童である第6学年■組■■■■及び第6学年■組■■■■の母親に対して本事案の聴き取りを実施し、第6学年■組■■■■との関係性を改善するための方法を検討する。

加害児童である第6学年■組■■■■は、かねてから通級による指導を受け、対人関係を築く力を育成している児童であるため、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教員を中心に、第6学年■組■■■■本人に必要な支援の在り方を検討する。

また、当該いじめが、令和7年1月以降約5か月もの長期間にわたり把握できていなかったことについて、関係教職員の対応及び学校としての対応を検証する。

あわせて、学校支援室への報告及びそれに伴い受けた指導助言を時系列で整理し、本事案のいじめ重大事態の報告が遅きに失してしまった原因について、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に基づき、学校支援室の協力を受け検証する。

これらの検討及び検証の結果を総括し、再発防止に向けて、本校のいじめへの対応の見直しと強化を図るため、心理の専門家であって、本事案の関係者及び学校と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない立場から、大阪樟蔭女子大学坂田浩之教授に■■■■■■■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会へ参加を依頼し、意見をいただくとともに、学校支援室から指導及び助言をいただく。

(2) 調査内容

・ 令和7年7月23日（水）

■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会の開催に向け、■■■■校長が第6学年■組■■■■の父親に連絡し、第6学年■組■■■■本人の様子等を確認するとともに、開催に向けての承諾を得る。また、父親からは、事実が発覚して以降の学校の取組を受け、第6学年■組■■■■側からの謝罪を■■■■に代わって自分が受けてもいいというお話をいただく。第6学年■組■■■■の母親にその旨伝える約束をする。

・ 令和7年7月24日（木）

第6学年■組■■■■の母親に■■■■校長から、いじめが原因により第6学年■組■■■■の欠席が30日を超えていることから本事案をいじめ重大事態とすること、また、■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会を開催することを伝える。あわせて、第6学年■組■■■■の父親が謝罪を受ける意向があることを伝える。

・ 令和7年8月5日（火）

■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。当該委員会の終了後、■■■■校長から第6学年■組■■■■の父親に■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会の内容について連絡を試みるが電話はつながらない。

・ 令和7年8月20日（水）

■■■■小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームを中心に第

2学期を迎える上で、全校に周知徹底すべきことを共有した。

・ 令和7年8月22日（金）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームにおいて、第2学期の開始に向けた提案内容及び取組の具体的な内容を共有するとともに、調査チームにおいて、第2学期を迎えるまでに本事案に関わる過去の情報を洗い出していくことを確認した。

・ 令和7年8月27日（水）

校長及び教頭が第6学年組の父親と面会し、第6学年組本人の近況について伺うとともに、小学校いじめ防止対策校内委員会の内容について報告する。また、謝罪の会があるなら、水曜日の夕刻が都合が良いとの提案をいただく。

・ 令和7年8月28日（木）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。調査チームを中心に対象児童2人の重大なトラブルについて、聴き取った内容に基づき調査した結果を共有した。

・ 令和7年8月29日（金）

第6学年組担任教諭が第6学年組の母親に謝罪の申出について再度確認をするが連絡が取れない。留守番電話にメッセージを残す。

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームを中心に、第2学期の指導計画について、最終打合せを行う。

・ 令和7年9月1日（月）

第6学年組の母から早朝に第6学年組担任教諭に電話が入る。今日これからであれば時間があるとのことで、急遽午前8時00分に第6学年組のが第6学年組の母親と共に学校を訪れた。校長、教頭及び第6学年組担任教諭が面会する。

第6学年組の母親の謝罪を受けないという意向と第6学年組の父親の謝罪を受けてもいいという意向がある中で、第6学年組側がどうしても謝罪をしたいというわけではない、謝罪に対して違和感があると第6学年組の母親が言い始める。

校長、教頭及び第6学年組担任教諭から、第6学年組の父親としては将来のある第6学年組を気遣ってのこと、第6学年組自身もこれまでの謝罪について口にしていただけなど説明する。

その上で、第6学年組の母親から謝罪に対して気持ちがあることを確認する。また、第6学年組も謝りたい気持ちがあることを確認する。出席者全員で謝罪について確認し、日程を調整していくことにする。

・ 令和7年9月3日（水）

校長から第6学年組の父親に電話連絡をする。第6学年組

組[]の母親との話し合いの結果、謝罪の会を設けさせていただきたい旨をお願いする。謝罪の会の日程が9月10日(水)午後6時00分とすることを確認する。

・ 令和7年9月4日(木)

第6学年[]組担任[]教諭から第6学年[]組[]の母親に電話をし、謝罪の会の日程が9月10日(水)午後6時00分となったことを伝える。

・ 令和7年9月8日(月)

第6学年[]組[]の父親から電話があり[]教頭が対応する。明日の謝罪の会に第6学年[]組[]の母親も同席したいとおっしゃる。学校は問題ないと伝える。

・ 令和7年9月10日(水)

第6学年[]組[]の両親、第6学年[]組[]の母親、第6学年[]組[]校長、[]教頭、第6学年[]組担任[]教諭及び第6学年[]組担任[]教諭が同席し謝罪の会を開催する。

第6学年[]組[]は来校できなかったが、第6学年[]組[]の両親が、第6学年[]組[]及び、第6学年[]組[]の母親の謝罪を受けることとなった。

第6学年[]組[]の母親から第6学年[]組[]の両親に謝罪があった。第6学年[]組[]は、謝罪の意をなかなか言葉にすることができず10分ほど無言が続いた後、「[]さんに対して謝りたい。」と伝えることができた。第6学年[]組[]の母親からは、第6学年[]組[]及び、第6学年[]組[]の母親が謝罪したことに対して勇気のいることだったという思いや、第4学年、第5学年のときには楽しく学校生活を送っていた第6学年[]組[]、今回のことがなければ卒業まで学校に通うことができていたこと、学校に通うことはもうないことなどを話された。第6学年[]組[]の父親は、[]家の謝意と誠意を受け取ったと述べた。

[]校長から、香芝市立[]小学校として未然に防ぐことができなかったこと、指導が行き届いていなかったこと、今後の対応や指導の徹底に関することについて述べる。

その後、[]小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チーム、調査チームとで謝罪の会の様子を共有する。

・ 令和7年9月18日(木)

[]小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。謝罪の会が設けられたこと、今後の第6学年[]組[]についての支援について確認する。また、第6学年[]組[]についても引き続き父親と連絡を取り合っていくことを確認する。あわせて、各チームの進捗と今後の取組について確認する。

・ 令和7年10月15日(水)

[]小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームで、第2学期の生活振り返りアンケートの文言について検討する。

- ・ 令和7年11月4日（火）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームで、いじめ防止標語の取組、各学級での指導の仕方等について検討する。

- ・ 令和8年1月7日（水）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームで、第3学期の生活振り返りアンケートの文言について検討する。

- ・ 令和8年2月18日（水）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。対策チームで、いじめ防止標語の活用、掲示について検討する。

- ・ 令和8年3月17日（火）

小学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。第6学年組への支援及び第6学年組への対応、令和8年度以降の学校としてのいじめ防止に係る取組を確認し、いじめ重大事態調査報告書を取りまとめる。

5 当該事案の事実経過

(1) 被害児童の訴え

第6学年組は、令和7年1月以降継続的に第6学年組から嫌なことをされ、「やめて。」と訴えてもやめてもらえないことが苦痛であり、卒業まで学校には行きたくない、第6学年組の顔を見たくないし謝罪も必要はないと主張している。

(2) 加害児童からの聴き取り内容

第6学年組は、第6学年組と友人とのじゃれ合いを見て面白そうだと思い、自分もしてみたくなくなったことが本事案のきっかけであり、第6学年組から「やめて。」と訴えられても面白くてやめることができなかったと答えている。第6学年組担任教諭から、第6学年組の「の顔も見たくないし謝罪も必要ない。学校に来たくない。」という発言を知らされても表情を変えることなく聞いていることから、

(3) 当該事案の事実経過

令和7年5月19日（月）、第6学年組の母親から、連絡アプリにて第6学年組本人が学校を欠席する旨の連絡が入った。その要因は、心的なものであるとのことであったため、第6学年組担任教諭がすぐに第6学年組の母親に電話連絡を入れた。

第6学年組の母親から電話で聴き取ったところによると、朝から第6学年組本人が学校に行きたくないと言っており、その理由は、令和7年1月以降継続的に、第6学年組から嫌なことをされているからとのことであった。具体的には、手首を引っ張られたり、首を絞められたり、黄帽子を取られたり、後ろから羽交い締めにされたり等の嫌がらせのほか、「アホ。」や「バカ。」といった暴言を

吐かれたことがあったという。これらの嫌がらせについて、第6学年組から第6学年組に対して「やめて。」と訴えたこともあるがやめてくれなかったこと、卒業まで学校には行きたくないこと、第6学年組から謝ってほしいとも思わないと考えているとのことであった。

本事案について、第6学年組担任教諭から報告を受けた第6学年組担任教諭が、事実確認のため、すぐに第6学年組から聴き取りを行ったところ、第6学年組に対する行為を事実として認めた。令和6年度に第6学年組が第6学年組ともたれかかったり、首を絞めるふりをしたりして、楽しそうにじゃれあったりしている様子を見て面白そうだと思い、自分もしてみたくなったとのことであった。自分が第6学年組に対し、手首を引っ張ったり、首を絞めたり、黄帽子を取ったり、後ろから羽交い締めにししたりしたことについて、第6学年組から「やめて。」と言われ、「自分は良くないことをしているのか。」とも思ったが、面白くてやめられないと感じていたと言った。

同日放課後に、第6学年組担任教諭が第6学年組の自宅を訪問し、改めて本事象について聴き取りをしたところ、第6学年組は話しているうちに涙があふれ出し、涙が止まらなくなっていた。また、第6学年組は卒業までは学校に行きたくないと思っており、第6学年組の母親も第6学年組を学校に行かせたくないという意向であることを確認した。

以上を受け、学校は、同日中にいじめ防止対策校内委員会を開催し、本事案をいじめとして認知するとともに、今後の対応について協議した。

同年5月20日（火）、第6学年組担任教諭が、同年5月19日（月）に実施したいじめアンケートにおける学級の児童の回答内容を確認したところ、第6学年組が第6学年組から無視されていると回答していたため聴き取りを行った。その際第6学年組は、自身が第6学年組と一緒にいたときに、第6学年組が第6学年組の髪の毛をくしゃくしゃにしていたり、第6学年組の眼鏡を取り上げて指紋を付けて返したり、第6学年組の教室に引きずり込んで出られないようにしたことを話した。また、第6学年組に対し、「（第6学年組が）かわいそうやん。」「やり過ぎちがうか。」と伝えたものの、第6学年組は笑っていたとも話した。これらの聴き取り内容について、第6学年組担任教諭が第6学年組に確認したところ、事実として認めるとともに、第6学年組に「」というあだ名を付けてからかっていたことも話した。

同日夕刻、第6学年組担任教諭が第6学年組の母親に架電し、本事案及び第6学年組の様子や、第6学年組からの謝罪を求めているという意向を伝えた。第6学年組の母親からは、親としてはこれ以上友達を傷つけてほしくない、我が子を学校に行かせることは不安である、そのため学校では皆と別の場所で過ごさせてほしい、自宅でも弟たちが嫌がることをわざとすることもある等の発言があった。第6学年組担任教諭からは、自宅で

改めて第6学年■組■■■■■から話を聞くこと、本事案について第6学年■組担任■■■■■教諭が第6学年■組■■■■■の母親と直接会って話をする必要がある旨を伝えた。

同年5月21日(水)、通級指導教室担当[]教諭が第6学年[]組[]に
 対し、本事案における自身の行為の何が良くなかったのかを考えさせた。その上で、ど
 のようにすればこれまでの自身の行為をやめることができるのかを考えさせ、①言う前
 に、言ってよいかを考えること、②「やめて。」と言われたらすぐやめること、③相手の
 顔を見て考えること、④簡単に友達の体や物に触らないことの四つの約束事を決めた。
 以後、常に約束事を第6学年[]組[]本人と確認することとした。なお、第6学
 年[]組[]は、第3学年から通級指導教室でソーシャルスキルトレーニングを受け
 けている。

同年５月２２日（木）夕刻、第６学年組担任[]教諭が第６学年組[]の自宅を訪問した。第６学年組[]本人は、同年５月１９日（月）に比べると少し落ち着いた様子で、夜も眠れているとのことであった。また、今後、第６学年組担任[]教諭が定期的に自宅を訪問することについても了承した。

同年5月28日(水)、[redacted]
[redacted]主幹教諭
が第6学年[redacted]組[redacted]の自宅を訪問し、第6学年[redacted]組[redacted]の母親及び第6学
年[redacted]組[redacted]と面談した。

同年6月2日(月)、職員会議を開催し本事案を職員全員に共有し、対応を協議した。

同年6月4日(水)、6月10日(火)、6月11日(水)、6月13日(金)、6月18日(水)及び6月20日(金)に、[]校長及び[]主幹教諭が第6学年[]組[]の母親に架電するもつながらなかった。

その後も、第6学年組の欠席が続いたため、学校支援室の助言を経て、連続欠席日数が30日に達した同年6月24日（火）にいじめ防止対策校内委員会を開催し、本事案をいじめ重大事態と認定し、同年7月17日（木）に学校支援室にいじめ重大事態等認定報告書（第11号様式）を提出した。

6 当該事案の事実経過から認定し得る事実

令和7年1月以降継続していた本事案は、前記5にも記載するとおり、明らかに第6学年組が相当の期間学校を欠席する要因となったといえる。

第6学年 組 本人が訴えるまで、本事案に教員が誰も気付かず、第6学年 組 本人をいじめから守ることができていない。第6学年 組 の「卒業まで学校に行きたくない。 とは会いたくないし、謝罪もしてほしくない。」という発言は、第6学年 組 本人が長い間不安感を抱いたまま学校生活を送る中で気持ちが限界となり、学校を欠席することでしか自分を守ることができないと考えた上で発言した可能性がある。

7 学校及び教育委員会事務局の対応

(1) 学校の対応について

ア 第6学年組[]及び第6学年組[]への対応

(ア) 謝罪の会前の対応について

第6学年組[]については、令和7年5月28日(水)に[]主幹教諭が第6学年組[]の自宅を訪問したのを最後に、第6学年組[]の母親とも連絡が取れなくなったため、[]している第6学年組[]の父親に、同年7月1日(火)以降連絡を取るようになった。同年7月10日(木)に第6学年組[]の父親が来校し、同年7月1日(火)に第6学年組[]と会ったときの会話の内容を学校に伝えた。第6学年組[]本人から「[]」とのことであった。また、今のところ、第6学年組[]担任等学校の教員と会うことは難しい状況にあるとのことであった。以後、第6学年組[]の母親に代わり、第6学年組[]の父親が学校とやり取りをする窓口になることを依頼したところ、了承された。

第6学年組[]については、本事象が発覚した同年5月19日(月)及び5月20日(火)に、第6学年組担任[]教諭を中心に聴き取りを実施しているが、事実を認めるものの、自分の行為が原因で第6学年組[]が登校することができておらず、卒業まで登校するつもりはないことを担任から聞いても、表情を変えずにいたり、第6学年組[]に対して悪かったという気持ちを表出したりすることがなかった。同年5月21日(水)、通級指導教室担当[]教諭第6学年組[]に対し、本事案における自身の行為の何が良くなかったのかを考えさせた。その上で、どのようにすればこれまでの自身の行為をやめることができるのかを考えさせ、①言う前に、言ってよいかを考えること、②「やめて。」と言われたらすぐにやめること、③相手の顔を見て考えること、④簡単に友達の体や物に触らないことの四つの約束事を決めた。以後、常に約束事を第6学年組[]と確認することとした。その後、[]校長、[]教頭、通級指導教室担当[]教諭、第6学年組担任[]教諭及び第6学年担当教員を中心として、学校全体で第6学年組[]の状況を見守ってきた。

第6学年組[]の母親に対しては、同年5月20日(火)に第6学年組担任[]教諭が本事象について電話で話した際に面談を申し入れていたところ、同年6月5日(木)に学校で面談を実施することができた。[]校長、[]教頭、通級指導教室担当[]教諭が同席した。第6学年組[]の母親は、「我が子を学校に行かせない。他の子に同じ思いをさせたくない。今後このようなことをしないように、[]と共に改善に向けて努力していき

い。」と話した。これに対し、[]教頭から第6学年[]組[]の母親に対し、以下の話をした。

- ・ 今回の事案を香芝市立[]小学校は大変重く受け止めている。
- ・ 第6学年[]組[]が1月からずっと誰にも言えずに嫌な思いをしてきたことを思うと胸が痛む。また、第6学年[]組[]が香芝市立[]小学校に来ることができなくなっていることで、心理面での心配に加え、学習や友達と過ごす時間が奪われている。
- ・ 現時点で、第6学年[]組[]第6学年[]組[]の謝罪はいらないと言っているが、検討してほしい。
- ・ 第6学年[]組[]が香芝市立[]小学校に来なければよいということではない。香芝市立[]小学校として、第6学年[]組[]及び第6学年[]組[]が共に、香芝市立[]小学校でしっかりと生きる力を育んでほしいと考えている。
- ・ 第6学年[]組[]には、四つの約束事をしっかり守ってほしい。また、家庭でできる指導は協力して取り組んでほしい。

(イ) 謝罪の会について

同年9月8日(月)に、第6学年[]組[]の父親から第6学年[]組[]の謝罪を受け入れると申出があり、同年9月10日(水)に香芝市立[]小学校校長室で謝罪の会が開催されることとなった。第6学年[]組[]は来校できなかったが、第6学年[]組[]の両親が、第6学年[]組[]及び第6学年[]組[]の母親の謝罪を受けることとなった。香芝市立[]小学校からは、[]校長、[]教頭、第6学年[]組担任[]教諭及び第6学年[]組担任[]教諭が同席した。

第6学年[]組[]の母親から第6学年[]組[]の両親に、「[]のしたことで[]さんを深く傷つけ、今[]さんが登校できなくなっていることを[]の母親として申し訳なく思っている。[]が[]さんに対してしたことは取り返しのつかないことであり、許されることではない。」と謝罪した。第6学年[]組[]は、謝罪の会で第6学年[]組[]の両親に伝えることを、事前に第6学年[]組担任[]教諭と確認していたのだが、なかなか言葉にすることができなかった。第6学年[]組[]の母親から、「[]さんに対しどう思っているのか。」「目を見て話さない。」と言われるも、涙を流すだけで言葉に出せなかった。10分ほど無言が続いた後、「[]さんに対して謝りたい。」と伝えることができた。

第6学年[]組[]の母親からは、「この場に第6学年[]組[]及び第6学年[]組[]の母親が来たことは、勇気のいることだったと感じる。学校からの電話連絡には、つらくて出ることができなかった。その中で、父親と相談してきた。父親が[]さんも先のあるお子さんだから、謝罪を受け入れて先に進めるようにしようといったから、この場を設けてもらった。[]は、お

発達検査の結果を受け、通級指導教室担当[]教諭は第6学年[]組[]への指導の方法を見直し、伝えたいことを絵に表すこととした。また、人が嫌がることを繰り返してしまう状況であるため、「それでは間違っている。」と明確に伝え、人への正しい接し方について丁寧に伝えることとした。このような指導を続けたところ、「最近、友達とのやり取りで困っていることはないか。」と尋ねると、「[]」と言い、拙い表現ではあるが話すことができた。このような指導を繰り返し、適宜第6学年[]組担任[]教諭に共有した。

イ 再発防止に向けた学校の組織的な対応

本事案を受け、[]小学校いじめ防止対策校内委員会に再発防止のための対策チームを設置し、いじめの防止に向けて体制を整え取組を進めてきた。取組の内容は次のとおりである。

- (ア) 全学年で、いじめ問題に関する教材を活用した道徳の授業を実施した。各学級の実態に応じて教材を選定した。
- (イ) 学校からいじめをなくし、みんなで学校を良くしていくという意識の醸成に向けて、全児童を対象として第2学期に2回、第3学期に2回生活振り返りアンケートを実施した。アンケート項目には、チャイムを守った行動をとれているか、規律を守って授業を受けることができているか、周りに困っている友達はいないか、人の気持ちを考えて行動できているか、自分が困ったときに誰なら相談できるか等を盛り込んだ。アンケート結果は即時教職員全員に共有し、学年及び学級経営に生かした。また、困ったときに相談できる相手がいないと回答した児童が少数ながら一定数いたことを受け、教職員が児童の些細な変化にも気付けるようにすること、健全な仲間づくりの育成が急務であることを確認した。
- (ウ) 人権を大切にする取組として、令和7年11月10日（月）から同年11月14日（金）までの期間に、全学年で仲間づくりに関する取組を実施した。各学年及び学級で実施している仲間づくりに関する取組を強化することを目的として、市民図書館から絵本を借り各学級で読み聞かせをして児童に考えさせた。
- (エ) 全学年で「いじめ防止標語」の作成に取り組んだ。児童の率直な気持ちを言葉に表せるよう留意して指導した。作品は全児童に共有し、自分の考えと重なるところや共感できる場所を確認する機会を持った。児童一人一人の思いを香芝市立[]小学校全体で共有することで、「いじめは絶対に許さない。」という認識を香芝市立[]小学校全体に浸透させることを目的とした。

(2) 教育委員会事務局事務局の対応について

ア いじめ重大事態認定に係る[]小学校への指導助言及び市長への報告の経緯

令和7年5月19日（月）に本事案をいじめとして認知した後、同年5月21日（水）、6月4日（水）、6月11日（水）及び6月12日（木）に、香芝市立[]小学校から学校支援室に対して、本事案について進捗報告をした。香芝市立[]

■小学校が、6月12日（木）に報告をした際、学校支援室からは、第6学年■組■の連続欠席日数が30日に達すると本事案を重大事態として扱うことになる旨の助言を受けた。

同年7月24日（木）、小西友吉香芝市教育委員会教育長から、三橋和史香芝市長に口頭にて香芝市立■小学校におけるいじめ重大事態の報告をした。三橋和史香芝市長から、同年6月24日（火）にいじめ重大事態として認定しているにもかかわらず、三橋和史香芝市長に報告をした日が認定日から30日間もの期間が経過しており、遅きに失すること並びに本事案が令和7年1月以降継続的に行われてきたことであるにもかかわらず、いじめを認知した日は約5か月間が経過した同年5月19日（月）であり、遅きに失するとの指摘があった。

イ 教育委員会事務局と連携した第6学年■組■への支援

第6学年■組■及び第6学年■組■の両親に対し、適応指導教室の利用を提案し、学校支援室及び適応指導教室と連携を図ることとした。

香芝市立■小学校は、令和7年5月28日（水）に■主幹教諭が第6学年■組■の自宅を訪問したのを最後に、第6学年■組■の母親とも連絡が取れなくなったため、■第6学年■組■の父親に、同年7月1日（火）以降連絡を取るようになった。同年7月10日（木）に第6学年■組■の父親が来校した際には、第6学年■組■に、オンラインでの授業参加や適応指導教室の利用を提案していただくことを依頼した。その報告を受けた学校支援室から、適応指導教室■指導員に本事案に係る情報共有を行い、第6学年■組■が適応指導教室を利用した際には、適宜その状況を学校支援室及び香芝市立■小学校に共有することを確認した。

同年9月11日（木）、第6学年■組■が適応指導教室を利用した。その後は、令和7年度中に利用することは一度もなかった。■に通っており、第6学年■組■本人は、前向きに日々を過ごしていた。

(3) 学校及び教育委員会事務局の対応に関する考察

ア ■小学校の対応に関する考察

本事案は、令和7年1月以降継続的にいじめが行われてきたことがうかがえるが、いじめを認知した日は約5か月間もの長期間が経過した同年5月19日（月）であり、遅きに失した。教職員がいじめについて適切に理解すること、児童に対していじめ及びいじめにつながる行為を許容しないという意識の醸成ができていなかったことが、本事象に気付くことができなかった要因であると考えられる。

また、人間関係の構築に課題のある児童に対しては、教職員が、日頃からその児童の人間関係の観察に努めるとともに、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担任を中心に情報を共有した上で、当該児童に必要な支援を検討する。また、教職員が、保護者と面談をして支援の必要性やその具体的な内容について説明し、学校と

家庭が一体となって児童を支援すべきであった。

イ 教育委員会事務局の対応に関する考察

本事案は、法第28条第1項第2号に規定される、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに該当する重大事態である。

同年6月24日(火)に香芝市立[]小学校が本事案をいじめ重大事態として認定したことを把握していたにもかかわらず、三橋和史香芝市長に報告したのは30日間も経過した後であった。本事案をいじめ重大事態として認定したことを把握した時点で、口頭により三橋和史香芝市長に速やかに報告すべきであった。

8 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 学校及び教育委員会事務局の対処について

いじめ認知後の当該児童への香芝市立[]小学校及び学校支援室の支援は、全体的に細やかに実施してきたと考える。第6学年[]組[]の登校の実現は難しかったが、学校に対して気持ちを閉ざしていたところから、卒業式には参加できなかったものの、香芝市立[]小学校校長室で卒業証書を受け取ることができた。

第6学年[]組[]については、本事案が発覚してからの聴き取りでは、第6学年[]組[]の気持ちを聞いても表情を変えずにいたり、第6学年[]組[]に対して悪かったという気持ちを表出したりすることがなかった。しかし、第6学年[]組担任[]教諭及び通級指導教室担当[]教諭を中心とした細やかな指導を受けて、謝罪の会で第6学年[]組[]に対する謝罪の言葉を第6学年[]組[]の両親に伝えることができた。[]から、良好な人間関係を構築することに課題があり、人間関係を構築するために必要なことを理解させることは難しいが、発達検査の結果を受けて指導を改善する等の対応することができた。中学校への適切な引継ぎが望まれる。

児童に対しいじめ及びいじめにつながる行為を許容しないという意識の醸成については、道徳教育及び人権教育を通じて実現を図ってきたが、いじめを絶対に許さない学校づくりに向けて、その取組が継続して実施されることが望まれる。

(2) 学校及び教育委員会事務局の再発防止策の提言

これまでに報告してきたことを総合すると、次のように整理することができる。

ア 香芝市立[]小学校の再発防止策

(ア) 道徳教育や児童主体の活動を通じた豊かな情操や道徳心、正義感等の育成

- ・児童への基本的な学校の生活ルールについての指導の再徹底
- ・職員研修の更なる充実

(児童のパーソナルスペース、プライベートゾーンなどの性に関する内容、誰もが安心して過ごせる学級づくり等)

- ・児童への保健指導(プライベートゾーン等)
- ・各学年での性教育の見直しと充実

- ・いじめ問題と向き合う意識の醸成のための学習及び活動の充実
(いじめ防止標語の取組、NHK for Schoolの活用等)
- ・児童の理解の強化のための生活振り返りアンケートの実施

(イ) 早期察知体制の構築

人間関係の構築に課題がある児童については、日頃から児童の人間関係の観察に努める。

(ウ) 特に配慮が必要な児童への対応に係る理解

特に配慮が必要な児童への対応については、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担任を中心に情報を共有し、当該児童に必要な支援を検討するとともに、保護者と面談して支援の必要性や意義について説明する。

(エ) いじめ重大事態に係る迅速な組織対応及び報告体制の確立

いじめ重大事態の兆候が認められた段階で速やかに関係機関(教育委員会事務局等)へ報告し、組織的な対応を開始する。

また、学級担任だけに情報を留めず、学年主任、管理監督職、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員等が密に連携し、重層的に支援を行う体制を確立する。

(オ) 多角的な学習環境の整備と継続的な見守りの実施

別室登校(保健室登校、適応指導教室等)やオンライン授業といった多様な学習機会を柔軟に提示し、児童の学習意欲を維持できるよう継続的な支援を行う。

(カ) 保護者との透明性の高い連携と外部機関との連携を強化

調査の進捗や再発防止の検討状況を定期的に共有し、保護者との信頼関係の再構築に努める。

スクールカウンセラー等の専門的な助言を尊重し、香芝市立[]小学校側の指導指針と矛盾が生じないよう密な調整を行う。

イ 教育委員会事務局の再発防止策

(ア) 「いじめ重大事態」の早期認定と報告体制の周知

(イ) 特に配慮が必要な児童に対する対応について理解を深める研修の実施

(ウ) 専門職(スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー)の配置拡充と機動的な活用

9 その他

本事案は、基本方針が改正される前に発生したものである。このため、前記4の調査の方法及び内容は、必ずしも基本方針に則したものとなっていない場合があるが、可能な限り基本方針に基づき調査をした上で、いじめ重大事態調査報告書としてまとめたものである。

いじめ重大事態調査報告書

(令和7年10月31日重大事態認定分)

対象学校：香芝市立[]中学校

調査主体：[]中学校いじめ防止対策校内委員会

作成日：令和8年7月10日（金）

1 重大事態調査の位置付け

(1) 重大事態の別

本事態は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項第2号のいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態に該当する。

(2) 重大事態の認定日

令和7年10月31日（金）

(3) 香芝市長への報告日

令和7年11月4日（火）

2 調査の目的及び調査組織の構成

(1) 調査の目的

本事態の発生要因及びその対応における課題等の検証を行い、被害生徒への継続的な支援の在り方を見いだして実施していくとともに、再発防止に向けて本校のいじめへの対応の見直し及び強化を図る。

(2) 調査の期間

令和7年10月31日（金）から令和8年7月10日（金）まで

(3) 調査組織の構成

ア 名称

中学校いじめ防止対策校内委員会

イ 委員

(ア) 中学校いじめ防止対策校内委員会委員

i 令和7年10月31日（金）から令和8年3月31日（火）まで

（校長）、（教頭）、（主幹教諭）、（教務主任）、（生徒指導主事）、（第1学年主任）、（第2学年主任）、（第3学年主任）、（教育相談担当）、（特別支援教育担当）、（進路指導主事）、（人権教育推進教員）、（養護教諭）

ii 令和8年4月1日（水）から同年7月10日（金）まで

（校長）、（教頭）、（主幹教諭）、（教務主任）、（生徒指導主事）、（第2学年主任）、（第3学年主任）、（第1学年主任）、（教育相談担当）、（特別支援教育担当）、（人権教育推進教員）、（養護教諭）、（スクールカウンセラー）

(イ) 外部の専門家

坂田浩之（大阪松蔭大学学芸学部心理学科教授 臨床心理士 公認心理師）

ウ 開催日

第1回 令和7年10月31日（金）（参加者）前記イ（ア）（イ）

- | | | | |
|-----|---------|----------|-----------------|
| 第2回 | 令和7年11月 | 6日(木) | (参加者) 前記イ(ア) |
| 第3回 | 令和7年12月 | 5日(金) | (参加者) 前記イ(ア) |
| 第4回 | 令和8年 | 1月14日(水) | (参加者) 前記イ(ア) |
| 第5回 | 令和8年 | 2月18日(水) | (参加者) 前記イ(ア) |
| 第6回 | 令和8年 | 3月18日(水) | (参加者) 前記イ(ア)(イ) |

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

香芝市立[]中学校

被害生徒 第2学年 []組 []

(令和7年10月6日(月)時点での認定した欠席日数は52日)

保護者氏名 []

学級担任 []

(2) 当該事案の概要

令和7年10月3日(金)、第2学年 []組 []が適応指導教室いやしルームで不登校等相談員 []からカウンセリングを受けた際に、中学校第1学年の第2学期頃から、第2学年 []組 []と同じ学級で同じ部活動([]部)に所属する生徒から悪口を言われたり、暴言を吐かれたりすること、第2学年 []組 []にまつわる嘘の情報を周りに言いふらされたりする等の嫌がらせをされていたことが原因で「 [] 」と話した。

同年10月6日(月)の時点で、第2学年 []組 []の欠席日数が第1学年は []日(授業日数197日)、第2学年は []日(授業日数95日)であった。

同年10月17日(金)のカウンセリングにおいて、第2学年 []組 []が嫌がらせを受けた生徒が第2学年 []組 []であると話したため、その確認をした。また、嫌がらせを受けたことを第2学年 []組 []の母親に相談することをどう思うかと尋ねたところ、「 [] 」と答えた。続けて、 []

[]

[]という意向であった。

同年10月31日(金)に、いじめ防止対策校内委員会を開催し、当該事案をいじめ重大事態と認定し、直ちに []中学校いじめ防止対策校内委員会を開き、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室(以下「学校支援室」という。)にいじめ重大事態等認定報告書(第11号様式)を提出した。

本事案の重大事態の認定の手続が遅れた原因は、同年10月3日(金)のいやしルームにおけるカウンセリングにおいて、香芝市立 []中学校に行けなくなった要因が同じ部活動に所属する生徒からの嫌がらせであったことを第2学年 []組 []が告白し、香芝市立 []中学校が同年10月6日(月)に「いじめ初期対応報告書」

を作成し学校支援室に提出したときに、第2学年■組■の欠席日数が相当数であることを香芝市立■中学校と学校支援室の双方が確認しており、速やかに重大事態の認定の手続を取る必要があったが、第2学年■組■の意向を踏まえて対応することを優先し、その決断ができなかったことにある。

4 調査の方法及び内容

(1) 調査方法

第2学年■組■及びその保護者への聴き取りを実施し、当該事案について事実を把握するとともに、第2学年■組■の気持ちに寄り添い、登校に向けた障壁を取り除くために、通級指導を受けており配慮を要する本人に適切な心理的支援の手立てを追究し実行する。あわせて、加害生徒である第2学年■組■及びその保護者に対して当該事案の聴き取りを実施し、第2学年■組■との関係性を改善するための方法を検討する。

また、本事象の重大事態の認定の手続が遅れたことについて、令和7年10月3日(金)に第2学年■組■の告白により本事案を香芝市立■中学校が把握してから、学校組織としての対応が適切であったのかどうかを検証するため、時系列で対応を整理する。あわせて、学校支援室への報告及びそれに伴い受けた指導助言を時系列で整理し、当該事案の重大事態の認定並びにその報告が遅きに失してしまった原因について、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「基本方針」という。)等に基づき、学校支援室の協力を受け検証する。

それらの検討及び検証の結果を総括し、再発防止に向けて、本校のいじめへの対応の見直しと強化を図るため、心理の専門家であって、当該事案の関係者及び香芝市立■中学校と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない立場から、大阪樟蔭女子大学坂田浩之教授に■中学校いじめ防止対策校内委員会への参加を依頼し、意見をいただくとともに、学校支援室から指導及び助言をいただく。

(2) 調査内容

・ 令和7年10月16日(木)

■中学校いじめ防止対策校内委員会の開催に向け、第2学年■組担任■教諭が第2学年■組■の母親に連絡し、本人の様子等を確認する。

・ 令和7年10月24日(金)

第2学年■組担任■教諭が第2学年■組■宅に家庭訪問を行い、第2学年■組■と母親の思いや意向等の聴き取りを行う。

・ 令和7年10月27日(月)

第2学年担当の教員(学年主任■教諭、第2学年■組担任■教諭、■講師)及び生徒指導部の教員(生徒指導主事■教諭、■教諭、■教諭、■教諭)で当該事案への対応の問題点等を協議する。

・ 令和7年10月31日(金)

令和7年10月27日(月)の教員による協議を受けて、■中学校いじめ防

止対策校内委員会を開催し、当該事案を重大事態として認定するとともに、当該事案に対する香芝市立[]中学校の対応を決定し、再発防止のための取組を確認する。

・ 令和7年11月6日（木）

第2学年[]組[]に対する支援の方向性を検討するため、[]中学校いじめ防止対策校内委員会を開催し、方針を決定する。

・ 令和7年11月11日（火）

第2学年[]組担任[]教諭が第2学年[]組[]宅に家庭訪問を行い、第2学年[]組[]の思いや意向等の聴き取りを行う。

第2学年[]組担任[]教諭が帰校後、管理監督職及び第2学年担当の教員（学年主任[]教諭、第2学年[]組担任[]教諭、[]教諭、[]教諭、[]講師）及び生徒指導主事[]教諭で当該事案への今後の対応や支援の方向性を検討する

・ 令和7年12月5日（金）

第2学年[]組[]に対する支援の進捗を確認し、当該事案に対する香芝市立[]中学校の対応について検証するため、[]中学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。

・ 令和7年12月17日（水）

第2学年[]組担任[]教諭と[]をするために放課後來校していた第2学年[]組[]が「学校に行きたいので第2学年[]組[]に指導をしてほしい。」と訴えたため、管理監督職及び第2学年担当の教員（学年主任[]教諭、第2学年[]組担任[]教諭、[]教諭、[]教諭、[]講師）及び生徒指導主事[]教諭で協議し、第2学年[]組[]に対する聴き取り及び指導の方法を検討し、年明けすぐに対応できるようにすることを決定する。

・ 令和8年1月7日（水）

第2学年[]組担任[]教諭及び第2学年[]組担任[]教諭が第2学年[]組[]への聴き取りを実施し、おおむね事実を認める。

・ 令和8年1月8日（木）

第2学年[]組[]の両親が来校する。第2学年[]組担任[]教諭及び第2学年[]組担任[]教諭が対応し、同年1月8日（木）の指導についての確認と謝罪の意向を示される。

・ 令和8年1月14日（水）

第2学年[]組[]に対する支援の進捗を確認し、当該事案に対する香芝市立[]中学校の対応について検証するため、[]中学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。

・ 令和8年2月18日（水）

第2学年[]組[]に対する支援の進捗を確認し、当該事案に対する提言を検討するため、[]中学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。

・ 令和8年3月18日（水）

第2学年■組■■■■■に対する支援の進捗と令和8年度以降の具体的な支援の方法を確認し、いじめ重大事態調査報告書を取りまとめるため、■■■■■中学校いじめ防止対策校内委員会を開催する。

5 当該事案の事実経過

(1) 被害生徒の訴え

第2学年■組■■■■■は、不登校の理由として、第2学年■組■■■■■から悪口を言われたり、暴言を吐かれたりすること、第2学年■組■■■■■にまつわる嘘の情報を周りに言いふらされたりする等の嫌がらせをされていたことが原因で「■■■■■」と話している。

(2) 加害生徒からの聴き取り内容

第2学年■組■■■■■は、部活動中に第2学年■組■■■■■に対して嫌がらせをしたことを認めており、本事案が原因で第2学年■組■■■■■が登校しにくくなっていることを自覚している。第2学年■組■■■■■からの聴き取りは、

- ・ 「■■■■■」発言はしていない。
- ・ 第2学年■組■■■■■に対する「学校に来られないのって■のせい？」のようなLINEは（■■■■■に対して）した。履歴は消したが、消したのは後で自分に都合が悪くなると思ったから。

という内容であった。これは、第2学年■組■■■■■からの聴き取り内容とおおむね同じであった。

(3) 当該事案の事実経過

令和7年10月3日（金）、第2学年■組■■■■■が適応指導教室いやしルームで午後3時00分から午後3時50分まで、不登校等相談員■■■■■からカウンセリングを受けた際に、中学校第1学年の第2学期頃から、第2学年■組■■■■■と同じ学級で同じ部活に所属する生徒から悪口を言われたり、暴言を吐かれたりすること、第2学年■組■■■■■にまつわる嘘の情報を周りに言いふらされたりする等の嫌がらせをされていたことを訴え、これが原因で「■■■■■」と話した。第2学年■組■■■■■は、保護者からの相談をきっかけとして、同年7月18日（金）からいやしルームにてカウンセリングを受けており、同年10月3日（金）のカウンセリングは9回目として実施されたものであった。

当該カウンセリング終了後、学校支援室から、カウンセリング内容の共有を受けた際、特に次の点について言及があった。

- ・ 香芝市立■■■■■中学校に行きにくくなったきっかけについて、第2学年■組■■■■■は「特にない。」と今までは言ってきたのに、初めてそのことについて話した。また、今まで誰にも話したことがないと本人は言っている。
 - ・ 中学校第2学年に進級しても、部活動で嫌なことを言われると言っている。
- 以上を踏まえ、学校支援室から、直ちにいじめ防止対策校内委員会を開催して当該事

案をいじめとして認知すること及び重大事態に相当するか検討するよう指示を受けた。

同年10月6日(月)午前10時00分頃、改めて学校支援室から、同年10月10日(金)に予定しているいやしルームでのカウンセリングを待たずとも、「いじめ初期対応報告書」を提出できるよう準備すること、すぐに家庭訪問を実施できるよう準備をすること、以上2点について指示を受けた。なお、学校支援室では、同年10月10日(金)のカウンセリングで、これまでのことを香芝市立[]中学校や両親に伝えてよいかを第2学年[]組[]に確認し、意向が確認できればすぐに動く態勢を取っているとのことであった。同年10月6日(月)午後5時30分頃、学校支援室に「いじめ初期対応報告書」を提出した。この時点で、第2学年[]組[]の欠席日数が第1学年は[]日(授業日数197日)、第2学年は[]日(授業日数95日)であった。

同年10月10日(金)、学校支援室から、第2学年[]組[]に対するカウンセリング内容等について情報共有を受けた。部活動で嫌がらせを受けて困っていたこと等を香芝市立[]中学校に共有することについて第2学年[]組[]が了承したこと、本事案について話しやすい先生として部活動副顧問の[]主幹教諭の名前を挙げたとのことであった。また、第2学年[]組[]に対するアプローチ方法を香芝市立[]中学校で協議することが望ましいとのことであった。以上の情報共有と助言を受け、いじめ防止対策校内委員会を改めて開催し、今後の方針を検討することとした。

同年10月14日(火)、学校支援室指導主事[]及び不登校等相談員[]から、改めて同年10月10日(金)の第2学年[]組[]に対するカウンセリング内容等の詳細な情報共有を受けた。次回の同年10月17日(金)のカウンセリング時に、不登校等相談員[]から[]主幹教諭に情報共有したことを伝えけるとともに、次回以降のカウンセリング時に、[]主幹教諭と適応指導教室で面談することについて、第2学年[]組[]の意向を確認することとした。

同年10月17日(金)のカウンセリングにて、不登校等相談員[]が第2学年[]組[]の意向を確認したところ、次回以降は、まず不登校等相談員[]のカウンセリングを受けてから[]主幹教諭と適応指導教室にて面談することに了承したため、同年10月24日(金)、カウンセリング受診後、午後4時00分から[]主幹教諭が第2学年[]組[]との面談を実施した。同年10月17日(金)のカウンセリングにおいて、第2学年[]組[]が嫌がらせを受けた生徒が第2学年[]組[]であると話したため、その確認をした。第2学年[]組[]は、第1学年時は第2学年[]組[]と異なる学級に所属していたが、同じ学級の所属であると勘違いしていたようだった。また、嫌がらせを受けたことを第2学年[]組[]の母親に相談することをどう思うかと尋ねたところ、「[]」と答えた。続けて、「[]」と話した。[]主幹教諭

からは、職員玄関登校を勧めるとともに、第2学年■組■が以前から受けていた通級による指導（以下「通級指導」という。）を適応指導教室で実施することを提案した。第2学年■組■は通級指導を次回面談から受けることを希望し、面談の回数も1週間に1回ではなく2回とすることを希望したため、次回面談は同年10月28日（火）にすることになった。

同年10月28日（火）午後3時00分から30分間、■主幹教諭が適応指導教室にて第2学年■組■と面談した。あわせて、ソーシャルスキルトレーニングのためのボードゲームに取り組んだ。

同年10月30日（木）、学校支援室から指示があり、本事案に対し重大事態の認定の手続きが遅延しており早急に対応するようにとのことであったため、同年10月31日（金）に学校支援室にいじめ重大事態等認定報告書（第11号様式）を提出した。

本事案をいじめ重大事態として認定していることは、同年11月11日（火）に、第2学年■組■の母親に報告するとともに、今後の対応方針についても伝えた。

<対応方針>

- ・ 第2学年■組■との接触（SNSなども含む。）は家庭と香芝市立■中学校で連携して継続的に見守っていく。
- ・ 第2学年■組■には今回の事案を口外させない上、何か気になることがあったら香芝市立■中学校に伝える。
- ・ 第2学年■組■が香芝市立■中学校に来られない他の理由も時間を掛けて共に考える。など。

6 当該事案の事実経過から認定し得る事実

令和6年度第2学期頃から1年以上にわたって継続している当該事案は、前記5にも記載するとおり、明らかに第2学年■組■が相当の期間学校を欠席する要因となったといえる。

当該事案が、人間関係への不安を抱える第2学年■組■に、関係生徒はもちろん、それ以外の生徒との人間関係の中で生活することに対する不安を抱かせてしまい、相当の期間学校を欠席する状況を生んだと認定する。

7 学校及び教育委員会事務局の対応

(1) 学校の対応について

前記6により、香芝市立■中学校が当該事象をいじめとして認知してから、生徒に寄り添い、本人の不安を軽減させるために、学級担任だけでなく管理監督職を含む関係の教職員が家庭訪問や聴き取りを実施し、当該事案の当事者である生徒との関係修復の方法を模索してきた。また、本人が人間関係において抱えている不安を解消するためにできる取組を、本人の意向を丁寧に汲み取りながら、学校支援室を始め適応指導教室の職員や保護者と連携を取りながら取組を進めてきた。

令和7年11月11日（火）午後4時00分頃、第2学年■組■の母親から

第2学年 組担任 教諭宛ての入電があり、第2学年 組 の母親から聞いた情報の共有を受けた。第2学年 組 が第2学年 組 のメッセージアプリ上のやり取りの中で、第2学年 組 が「 」と尋ねたことに対し「 」と答え、その理由を尋ねた第2学年 組 に対し、「 」と返信したとのことであった。

同年11月11日（火）、適応指導教室で[]主幹教諭から通級指導を受けてから帰宅している第2学年[]組[]を第2学年[]組担任[]教諭が自宅に訪ね、30分間ほど二人で散歩した。その中で、第2学年[]組[]が翌日の同年11月12日（水）の[]頃に登校し、第2学年[]組担任[]教諭と[]をすることを約束した。また、第2学年[]組担任[]教諭は、第2学年[]組[]とは別に母親とも話し、本事案についてはいじめ重大事態として認定し、対応していることを報告した。

同年11月11日（火）午後6時00分過ぎ、第2学年〇組〇〇〇〇の母親からの情報共有を受けて、〇〇〇〇校長、〇〇〇〇教頭、〇〇〇〇主幹教諭、第2学年担当の教員で今後の対応について協議した。第2学年〇組〇〇〇〇の母親が第2学年〇組〇〇〇〇に聞いて香芝市立〇〇〇〇中学校に教えていただくか、香芝市立〇〇〇〇中学校が直接第2学年〇組〇〇〇〇に聞くかの方針を立てた。

同年11月12日（水）正午過ぎ、第2学年[]組担任[]教諭が第2学年[]組[]の母親宛て架電し、前日の協議に基づき依頼をしたところ、「[]
[]
[]」と答えた。

同年11月12日（水）午後6時00分頃、第2学年[]組[]が来校し、室内運動場にて、第2学年[]組担任[]教諭、[]教諭、[]教諭と[]をした。このときに、第2学年[]組[]は、「[]」「[]」「[]」「[]」と、第2学年[]組担任[]教諭に伝えた。

同年11月19日（水）午後6時00分頃、第2学年[]組[]が登校し、第2学年[]組担任[]教諭と[]をした。

第2学年組[]は[]をすることを楽しみにしており、自宅で[]
[]をしていると、母親から聞いている。第2学年組[]も[]に来た
が、第2学年組[]は嫌なそぶりを見せず、和やかに過ごしていた。

同年12月3日(水)、第2学年[]組[]が放課後に登校し、午後5時40分から第2学年[]組担任[]教諭と[]をした。

香芝市立[]中学校から帰る際、第2学年[]組[]が第2学年[]組担任[]
[]教諭に第2学年[]組[]からされたこと、やり取りしたこと等について、
次のとおり打ち明けた。

- ・ 部での活動中、の練習をしているときに邪魔をしてくる。
- ・ 第2学年組から嫌がらせを受けてした第2学年組が勝手に下校してしまったときに、第2学年組がメッセージアプリで謝罪してきたことがあった。それに対し第2学年組が「時々するねん。」と伝え、翌日に学校で第2学年組から「お前うつ病やん。他の奴らにも（そのことをメッセージアプリで）回したからな。」と言われた。第2学年組は、今後第2学年組とは

と言ったため、第2学年組担任教諭から、今後の対応方針について、第2学年組が安心して相談できる主幹教諭と話すことを伝えた。

同年12月10日（水）、放課後に第2学年組が登校し、第2学年組担任教諭とをした。この日、第2学年組から第2学年組担任教諭に、「」と話した。第2学年組担任教諭からは、「メッセージアプリ上のとのやり取りを見せてほしい。」と伝えた。

同年12月17日（水）、放課後に第2学年組が登校し、第2学年組担任教諭とをした。前回に第2学年組担任教諭から伝えたとおり、第2学年組がメッセージアプリ上の自分と第2学年組とのやり取りを見せてくれた。第2学年組からは、「学校に行かないのってのせい？」「お前がうつっていうことを周りの奴らに言っとくわ。」と送信があった。第2学年組は、これら送信された内容を削除していた。第2学年組担任教諭から第2学年組に対し、第2学年組への指導の方法等については、主幹教諭と相談すると伝えた。

令和8年1月7日（水）、放課後に第2学年組が登校し、第2学年組担任教諭とをした。第2学年組から改めて「」と聞いた。この発言を受けて、第2学年組担任教諭から第2学年組の母親に対し、第2学年組が学校に行きたくない理由が第2学年組から嫌がらせを受けていたことであると伝えた。

同年1月8日（木）、第2学年組担任教諭及び第2学年組担任教諭が、第2学年組から聴き取りを行った。第2学年組に対して「」という趣旨の発言はしていないとのことであった。また、第2学年組に練習中にを取られたので、嫌がらせをしたことがあることは認めたが、第2学年組も、第2学年組にをしていたと

話した。メッセージアプリ上で第2学年組から第2学年組に対し「()が) 学校に来られないのはのせい?」と聞いたとき、第2学年組は「3割ぐらい。」と言ったとのことであった。このやり取りの後第2学年組は、自分に都合が悪くなると思い、メッセージアプリ上で第2学年組に送信した内容は、全て削除したと話した。これらの聴取内容を、第2学年組担任教諭が第2学年組の母親に伝えた。謝罪を受けるかどうかは、第2学年組に任せるとのことであった。第2学年組の自宅には第2学年組担任教諭が訪問し、第2学年組の母親に前記の聴取内容を説明したところ、改めて第2学年組担任教諭からも説明を求める意向であった。

同年1月9日(金)午後6時25分頃、第2学年組及び第2学年組の両親が来校し、改めて本事案について第2学年組担任教諭から説明した。第2学年組の両親は、第2学年組家とは家ぐるみで仲良くしていた間柄であったため、本事案についてはショックを受けたとのことであった。

同年1月20日(火)、第2学年組は、午後5時30分に登校し、第2学年組担任教諭とをした。この時、第2学年組に対する香芝市立中学校の対応について理解を示した。

以後、同年1月28日(水)、2月9日(月)、2月16日(月)、3月4日(水)及び3月13日(金)に登校し、をした。できなかったことに落ち込んでいる様子も見受けられたこともあったが、令和8年度に登校できるよう、昼夜逆転の生活を改善しようと努力している姿が見受けられた。

(2) 教育委員会事務局の対応について

ア いじめ重大事態認定に係る香芝市立中学校への指導助言及び市長への報告の経緯

令和7年10月3日(金)、適応指導教室内いやしルームで、第2学年組が不登校等相談員に対して、自身が学校に行けなくなった理由として、第2学年組から嫌がらせを受けていたことを挙げた際、学校支援室は、速やかに香芝市立中学校に共有し、直ちにいじめ防止対策校内委員会を開催して当該事案をいじめとして認知すること及び重大事態に相当するかの検討するよう指示した。また、その時点で、学校や両親に本事案について話してほしくないという本人の意向があったが、本人が了承すればすぐに対応できるよう、以後カウンセリング実施後の不登校等相談員からの情報共有を速やかに求め、香芝市立中学校に共有する連携体制を整えた。

令和7年10月6日(月)、香芝市立中学校から学校支援室に「いじめ初期対応報告書」が提出された際、この時点で、第2学年組の欠席日数が第1学年は日(授業日数197日)、第2学年は日(授業日数95日)であったことから、本事案は、法第28条第1項第2号のいじめにより当該学校に在籍する

児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態に該当することを認識していた。しかし、第2学年■組■■■■■が、本事実案を学校や保護者に相談できる状況になることを優先したため、学校に対する重大事態の認定に向けた助言が遅れ、学校からのいじめ重大事態等認定報告書（第11号様式）の提出を受けたのは、同年10月31日（金）であり、三橋和史香芝市長に報告をしたのは同年11月4日（火）となった。

イ 教育委員会事務局と連携した■■■■■の学校への復帰に向けた取組

いやしルーム、適応指導教室の利用を提案し、学校への復帰に向けて、第2学年■組■■■■■の意向を尊重しながら支援を実施してきた。

令和7年7月2日（水）に、第2学年■組■■■■■の両親が学校支援室を訪れた際、学校支援室スクールソーシャルワーカー■■■■■が対応したところ、第2学年■組■■■■■が学校に行けない状況について、「■■■■■」とのことであった。学校支援室スクールソーシャルワーカー■■■■■からは、第2学年■組■■■■■の意向を踏まえた上で、学校のスクールカウンセラーに今後の助言を受けること、適応指導教室を利用すること、いやしルームで不登校等相談員■■■■■に相談すること等を提案した。このことは、速やかに香芝市立■■■■■中学校に情報共有をした。

以後、第2学年■組■■■■■が、同年7月18日（月）、7月25日（金）、8月1日（金）、8月8日（金）、8月22日（金）、9月5日（金）、9月12日（金）、9月26日（金）、10月3日（金）、10月10日（金）、10月17日（金）、10月24日（金）及び10月28日（火）にいやしルームでカウンセリングを受けている。第2学年■組■■■■■から嫌がらせを受けたと話したのは、このうち9回目（10月3日（金））のカウンセリングにおいてである。

また、第2学年■組■■■■■は、当初、いやしルームでのカウンセリングのみを希望していたが、適応指導教室で第2学期の中間定期考査の受験及び■■■■■主幹教諭との面談のために適応指導教室を利用するようになった。

なお、第2学年■組■■■■■の母親は、同年8月19日（火）にいやしルームでカウンセリングを受けたが、この頃、2学年■組■■■■■の母親と第2学年■組■■■■■の適応指導教室を利用に対する意向が一致していないことが感じられたため、第2学期を目前に迎えた時期には、適応指導教室相談員■■■■■、不登校等相談員■■■■■、学校支援室スクールソーシャルワーカー■■■■■の間で、第2学年■組■■■■■の意向を確認しながら、第2学年■組■■■■■の居場所を作ることができるようにすることについて共通理解を図り、対応している。

(3) 学校及び教育委員会事務局の対応に関する考察

ア 香芝市立■■■■■中学校の対応に関する考察

当該事案は、法第28条第1項第2号に規定される、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに該当する重大事態である。当該事案の重大事態の認定の手続が遅れた原因

は、同年10月3日（金）のいやしルームにおけるカウンセリングにて、学校に行けなくなった要因が、同じ部活動に所属する生徒からの嫌がらせであったことを第2学年組が告白し、学校が同年10月6日（月）に「いじめ初期対応報告書」を作成し学校支援室に提出したときに、第2学年組の欠席日数が相当数であることを相互に確認しており、速やかに重大事態の認定の手続を取る必要があったが、第2学年組の意向を踏まえて対応することを優先し、その決断ができなかったために遅れたことにある。このことについては、学校支援室の助言の下、本事案を時系列で振り返り、今後このような判断をすることのないよう、事例研修をする等して教職員間で共通理解を図る必要がある。

いじめ認知後の第2学年組に対する香芝市立中学校の対応は、本人の状況に寄り添って対応するものであった。関係を構築しながら第2学年組が自分の思いを開示できるように努め、加害生徒への指導については、第2学年組の気持ちに基づき実施した。このことは、先生は自分の気持ちを大切にしてくれるという安心感につながり、第2学年組が登校を意識する要素の一つとなると考える必要がある。

第2学年組は、集団での生活に不安があり、他人とのコミュニケーションに不安を感じている生徒である。困ったことがあっても表情に出ることが少ない。今後、ソーシャルスキルトレーニングを始めとする適切な支援を本人の状況を見ながら実施していくことも考えられる。

イ 教育委員会の対応に関する考察

前記アに記載するように、速やかに重大事態の認定の手続を取る必要があったが、第2学年組の意向を踏まえて対応することを優先し、その決断ができなかったために遅れたことは大きな課題である。

今後は、前記のような判断をすることのないよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針 第3 いじめ重大事態の対応 2 重大事態に対する適切かつ迅速な対応」に基づき、適切に対応するとともに、当該事案の経緯及びその原因を反省事例として市立小中学校に共有する必要がある。

第2学年組に対する心理的支援については、いやしルームにおける不登校等相談員のカウンセリングを重ねることにより、第2学年組が香芝市立中学校に行きたくない思いを初めて人に打ち明けることができる関係を構築できたことは、一定の成果があったと言える。また、第2学年組への支援として、本人の特性や集団生活への不安感を踏まえて、香芝市立中学校の提案を受け、適応指導教室内で通級指導を実施したことも、本人が信頼できる学校の教員に相談しやすい関係づくりにつながったと考える。今後も、第2学年組の状況を判断しながら、香芝市立中学校と連携した対応を検討していく。

8 当該事案への対応及び再発防止策の提言

(1) 〇〇〇〇の登校に向けた学校及び教育委員会の対処について

いじめ認知、いじめ重大事態認定後の第2学年 〇〇組 〇〇〇〇への香芝市立 〇〇〇〇中学校及び学校支援室の支援は、全体的に細やかに実施してきたと考える。第2学年 〇〇組 〇〇〇〇の香芝市立 〇〇〇〇中学校への復帰に向けては、本人の特性に配慮しながら、気持ちに丁寧に寄り添った対応が求められる。

(2) 学校及び教育委員会事務局の再発防止策の提言

これまでに報告してきたことを総合すると、次のように整理することができる。

ア 学校の再発防止策

(ア) 生徒の心身特性に応じた個別配慮及び早期察知体制の構築

個々の生徒の集団生活に不安を感じるなどの特性や、過去の不登校傾向に関する情報を全教職員で共有し、組織的に見守る体制を整える。

また、周囲には軽微に見える生徒間のやり取りであっても、被害生徒にとっては重大な心理的苦痛となり得ることを認識し、個々の感受性に合わせた指導を行う。

(イ) いじめ重大事態に係る迅速な組織対応及び報告体制の確立

いじめ重大事態の兆候が認められた段階で速やかに関係機関(教育委員会事務局等)へ報告し、組織的な対応を開始する。

また、学級担任だけに情報を留めず、学年主任、管理監督職の教職員、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員等が密に連携し、重層的に支援を行う体制を確立する。

(ウ) 多角的な学習環境の整備と継続的な見守りの実施

生徒の精神的安全圏を確保するため、令和8年度のクラス編成において加害生徒との相性や座席の配置、学級編成等を最大限配慮する。

また、別室登校(フリールーム、適応指導教室等)やオンライン授業といった多様な学習機会を柔軟に提示し、生徒の学習意欲を維持できるよう継続的な支援を行う。

(エ) 保護者との透明性の高い連携と外部機関との連携を強化

調査の進捗や再発防止の検討状況を定期的に共有し、保護者との信頼関係の再構築に努める。

スクールカウンセラー等の専門的な助言を尊重し、香芝市立 〇〇〇〇中学校側の指導指針と矛盾が生じないよう密な調整を行う。

イ 教育委員会の再発防止策

(ア) いじめ重大事態の早期認定と報告体制の周知及び市立小中学校に対する課題のある事例の共有

(イ) 専門職(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)の配置拡充と機動的な活用

9 その他

当該事案は、基本方針が改正される前に発生したものである。このため、前記4の調査

の方法及び内容は、必ずしも基本方針に則したものとなっていない場合があるが、可能な限り基本方針に基づき調査をした上で、いじめ重大事態調査報告書としてまとめたものである。